

新潟県大規模災害対策士業連絡協定締結式（報告）

令和7年3月28日（金）午前11時から午前11時30分まで、新潟県弁護士会館（新潟市中央区学校町通1番町1番地、新潟地方裁判所構内）において、新潟県大規模災害対策士業連絡協定締結式が行われましたのでご報告申し上げます。

午前11時に、五十嵐亮（新潟県弁護士会副会長）様の司会で開会され、各会出席者の紹介、協定の概要説明、協定書の締結・交換、写真撮影、各会出席者の挨拶、報道機関の質疑応答を経て、閉会となりました。

各会出席者は、新潟県弁護士会、関東信越税理士会新潟県支部連合会、公益社団法人新潟県不動産鑑定士協会、一般社団法人新潟県中小企業診断士協会、新潟県司法書士会、新潟県土地家屋調査士会、新潟公証人会、当会、新潟県社会保険労務士会の9団体です。

当会より、相羽利子会長、小宮淳副会長、高野雅史副会長が出席しました。

中村崇（新潟県弁護士会会長）様より、本協定が新潟県内において、大規模災害等が発生した際の被災者支援に関して、新潟県内の士業団体が連携することによって、効果的・効率的・法傘的な災害復興支援活動を展開することを目的としたもので、士業団体と地方自治体が密接に連携して被災者支援体制を強化し、災害時に即応できる体制を構築することで、地域の安心・安全を支える大きな力となることを目指すものと概要の説明がありました。

各会の出席者挨拶で、相羽利子会長から、士業連携へ向けて各会長の協力に感謝をお伝えし、平成16年に、水害、地震で任意で各士業による相談会を始めたことに触れ、行政書士が行政手続の専門家として、現地に入り、罹災証明その他行政手続、補助金につなげていくお手伝いをしたことを披露。令和6年1月に発災した能登半島地震の被災者に対する相談会を当会として主催し、相談件数として約380件にのぼる相談が寄せられた。その後、行政書士ができること、その役割を災害行動指針としてダイジェスト版を制作し、会員に提示していることを報告。今後、ワンストップで相談会を実施できることを改めて御礼申し上げ、挨拶をされました。

